

事 務 連 絡  
令和 4 年 1 月 18 日

賃貸住宅関係団体の長 殿  
宅建業関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
参事官 (建築企画担当)

### 木造の屋外階段等の維持管理等について (周知依頼)

令和 3 年 4 月に発生した、東京都八王子市内の木造共同住宅の屋外階段崩落事故を受け、国土交通省では、同様の事故の発生を防止するため、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会における議論等を踏まえて、「設計時における防腐措置等の内容の明確化」、「工事監理及び完了検査時における屋外階段の適切な照合・適合確認の確保」及び「適切な維持管理の確保」からなる再発防止策を講ずることとしたところです。

これにともない、「建築基準法施行規則の一部を改正する省令 (令和 4 年国土交通省令第 4 号)」等について令和 4 年 1 月 18 日に公布され、一部を除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。加えて、木造の屋外階段等の防腐措置や支持方法についての内容の明確化や、適切な維持管理のため、「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」をとりまとめました。

今般、改正後の「建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号)」等の運用に関し、添付のとおり、都道府県等に周知しているところですので、ご参考までに送付いたします。

木材の有効な防腐措置等が適切に行われている場合であっても、経年によってその効果は低下することから、日々の点検等、適切な維持管理を行うことが重要となります。木造の屋外階段がある建築物の所有者、管理者等におかれましては、建築物の維持保全の観点から、「維持保全計画」(別添「第 3 適切な維持管理の確保」(1)を参照ください。)を作成し、適切な維持管理に努めていただくようお願いいたします。その際、別添 1 の「木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン」の 5. 等を参考にしながら、日頃から定期的な点検を行っていただき、劣化等がみられる場合には、必要に応じ、当該物件の設計や工事監理を行った建築士等の専門家に相談するなどして、適切に調査、修繕等を行うようにしてください。

貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者等に周知いただきますようお願いいたします。